

第 84 期 中 間 決 算 公 告

平成21年12月22日



富山県高岡市守山町22番地
株式会社 富山銀行
取締役頭取 齊藤 栄吉

中間連結財務諸表の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 3社

連結会社名

富山ビジネスサービス株式会社

富山リース株式会社

富山保証サービス株式会社

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

中間連結貸借対照表 (平成21年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	9,263	預 金	367,504
コ ー ル ロ ー ン 及 び 買 入 手 形	11,500	借 用 金	3,283
買 入 金 銭 債 権	860	外 国 為 替	1
有 価 証 券	91,632	そ の 他 負 債	1,650
貸 出 金	269,036	賞 与 引 当 金	90
外 国 為 替	298	退 職 給 付 引 当 金	523
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	5,267	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	160
そ の 他 資 産	2,552	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	25
有 形 固 定 資 産	4,953	偶 発 損 失 引 当 金	36
無 形 固 定 資 産	282	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	734
繰 延 税 金 資 産	1,629	支 払 承 諾	2,103
支 払 承 諾 見 返	2,103	負 債 の 部 合 計	376,114
貸 倒 引 当 金	△ 4,274	(純 資 産 の 部)	
		資 本 金	5,462
		資 本 剰 余 金	4,421
		利 益 剰 余 金	5,869
		自 己 株 式	△ 35
		株 主 資 本 合 計	15,718
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	271
		土 地 再 評 価 差 額 金	997
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,268
		少 数 株 主 持 分	2,004
		純 資 産 の 部 合 計	18,991
資 産 の 部 合 計	395,106	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	395,106

中間連結損益計算書 (平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	5,215
資金運用収益	3,486
(うち貸出金利)	(2,635)
(うち有価証券利息配当金)	(827)
役務取引等収益	443
その他の業務収益	1,249
その他の経常収益	36
経常費用	4,766
資金調達費用	495
(うち預金利息)	(471)
役務取引等費用	158
その他の業務費用	1,135
営業経常費用	2,723
その他の経常費用	253
経常利益	449
特別利益	173
特別損失	7
税金等調整前中間純利益	616
法人税、住民税及び事業税	26
法人税等調整額	93
法人税等合計	119
少数株主利益	36
中間純利益	459

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 18年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結される子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,405百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

6. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定率法により、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻引当金の計上基準

睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止し、利益計上を行った睡眠預金の払戻請求に基づく支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

なお、従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)を適用し、過去の支払実績等を勘案して必要と認めた額を睡眠預金払戻引当金として計上する方法に変更しております。

従って、前中間連結会計期間は従来の方によっており、変更後の方法によった場合に比べ、税金等調整前中間純利益は21百万円多く計上されております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会保証付きの融資に係る将来の負担に備えるため、支払見込み額を計上しております。

11. 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. リース取引の処理方法

(借手側)

当行及び国内の連結される子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

14. 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

15. 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

連結子会社の消費税等の会計処理については、税抜方式によっております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

- 貸出金のうち、破綻先債権額は2,293百万円、延滞債権額は7,508百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は106百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,385百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は12,294百万円であります。
なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表計上額は、1,590百万円であります。
- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,957百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	5,708百万円
リース債権及びリース投資資産	1,666百万円

担保資産に対応する債務

預金	752百万円
借入金	1,105百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券16,394百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は17百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、96,734 百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの、又は任意の時期に無条件で取消可能なものが93,977 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結される子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 6,506 百万円
11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は1,320 百万円であります。
12. 1株当たりの純資産額 385 円 09 銭
13. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)は、9.55%であります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、株式等償却206百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 10 円 42 銭

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国 債	—	—	—
地 方 債	2,240	2,336	95
短期社債	—	—	—
社 債	2,776	2,775	△0
そ の 他	8,062	6,739	△1,322
合 計	13,080	11,851	△1,228

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの (平成 21 年 9 月 30 日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株 式	5,112	5,226	113
債 券	59,758	59,873	114
国 債	24,806	24,690	△115
地 方 債	1,002	1,044	41
短期社債	—	—	—
社 債	33,949	34,139	189
そ の 他	10,651	10,694	43
合 計	75,523	75,794	271

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 上記「評価差額」には、投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額(損) 19 百万円は含まれておりません。

3. 当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて 156 百万円減損処理を行っております。なお、有価証券の減損にあたっては、中間連結会計期間末時点の時価が取得原価に比べて 50%以上下落した銘柄、30%以上 50%未満下落し、過去の一定期間の終値の平均価額が取得原価に比べて 30%以上下落した銘柄を原則として減損処理しております。

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額 (平成 21 年 9 月 30 日現在)

内 容	金 額 (百万円)
満期保有目的の債券 私募事業債	600
その他有価証券	
信託受益権	860
非上場株式	996
私募事業債	720
投資事業有限責任組合	441

(金銭の信託関係)

該当ありません。